

浜田市告示第 96 号

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）第 18 条、第 18 条の 6 の 6、第 18 条の 11 及び第 22 条の規定により、令和 7 年度分の国民健康保険料率及び保険料を減額する額を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用するので告示します。

令和 7 年 5 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

1 保険料率

賦課区分	基礎賦課分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	100分の7.58	100分の3.04	100分の2.58
被保険者均等割	21,800円	10,800円	10,200円
世帯別平等割 (下記以外の世帯)	14,600円	6,200円	5,400円
(特定世帯)	7,300円	3,100円	
(特定継続世帯)	10,950円	4,650円	

2 保険料を軽減する額（基礎賦課分）

賦課区分 \ 軽減区分	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
被保険者均等割	15,260円	10,900円	4,360円
世帯別平等割 (下記以外の世帯)	10,220円	7,300円	2,920円
(特定世帯)	5,110円	3,650円	1,460円
(特定継続世帯)	7,665円	5,475円	2,190円

3 保険料を軽減する額（後期高齢者支援金分）

賦課区分 \ 軽減区分	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
被保険者均等割	7,560円	5,400円	2,160円
世帯別平等割 (下記以外の世帯)	4,340円	3,100円	1,240円
(特定世帯)	2,170円	1,550円	620円
(特定継続世帯)	3,255円	2,325円	930円

4 保険料を軽減する額（介護納付分）

賦課区分 \ 軽減区分	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯
被保険者均等割	7,140円	5,100円	2,040円
世帯別平等割	3,780円	2,700円	1,080円